

◎新潟県告示第114号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

平成30年2月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

免許の取消しをした 年月日	免許の取消しをした 建築士の氏名	登録番号	免許の取消しの理由
平成29年10月27日	高橋 潔	第749号	死亡
平成29年11月10日	十見 紀男	第8689号	死亡
平成29年12月22日	川崎 登	第1094号	死亡
平成29年12月22日	笠原 茂子	第13479号	死亡